

## 建築行為等を行う工事施工者の皆様へ

桑名駅西土地区画整理事業地内で建物や工作物を建築する場合、下記の点にご注意ください

### 【手続き上の注意点】

- ・土地区画整理法第 76 条(以下「76 条」という。)の許可が必要となります。
  - ・76 条の許可後、「現地確認届(着手前)」を提出して、現地立ち会いを受けてください。
  - ・76 条の許可内容の変更(延長・面積等の増減、追加、取りやめ等)がある場合は、変更許可申請が必要となりますので、事前に相談してください。
  - ・工事完了後、「現地確認届(完成後)」を提出して、現地立ち会いを受けてください。
  - ・以上で 76 条関係の手続きは終了です。
- ※終了後、新たに建築物(物置やカーポート等)や工作物(フェンス、土間コンクリート等)を行う場合は、再度 76 条の許可が必要となります。

### 【施工上の注意点】

- ・設置してあるコンクリート杭等を移動や破損しないように注意すること。
  - ※コンクリート杭を移動や破損した場合は、復元費用のご負担をしていただきます。
  - ※コンクリート杭を復元する場合、隣接土地所有者との立ち会いが必要となる場合があります。
- ・隣接地の構造物についても同様に破損等をしないように注意すること。
- ・乗り入れ部分の舗装や側溝等を破損しないように、ラバー等で養生すること。
- ・工事車両等を道路や許可を受けた土地以外に駐車しないこと。ただし、コンクリートミキサーやクレーン等駐車場所がなく、やむを得ず道路上に停車する場合は、誘導員を配置し作業時間のみとすること。また、アウトリガー等については養生をすること。
  - ※市管理地がある場合は、無償で借地できますのでご相談ください。
  - ※道路使用許可が必要となる場合があります。
- ・構造物等の施工については、境界を越境しないように注意してください。ただし、道路側溝と官民境界の隙間部分については土間コンクリート、アスファルトコンクリート等で擦り付けすることは可能です。(ブロック積、擁壁、フェンス基礎等は不可です。)
- ・足場や仮設等も道路及び隣接地に越境しないこと。
- ・泥等が付着した工事車両等で道路を走行しないこと。
  - ※泥等で汚した場合は速やかに清掃すること。
- ・施工にあたり、法令遵守し事故防止等の啓発を行うなど安全管理に努めてください。